

# 下関短期大学におけるGPA制度の取り扱いに関する要綱

平成30年8月10日施行

(目的)

第1条 この要綱は、下関短期大学（以下「本学」という。）における Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(成績の評価とGPA)

第2条 下関短期大学学則第7条及び履修規程Ⅱ-3-(2)に定める履修科目の評価（以下「成績評価」という）に与えられる数値 Grade Point（以下「GP」という。）は次表のとおりとする。

【表1：平成30年度以前の入学生】

	成績評点	成績評価	GP
合格	100点～80点	優	3点
	79点～60点	良	2点
	59点～50点	可	1点
不合格	49点以下	不可	0点

【表2：平成31年度以降の入学生】

	成績評点	成績評価	GP
合格	100点～90点	秀	4点
	89点～80点	優	3点
	79点～70点	良	2点
	69点～60点	可	1点
不合格	59点以下	不可	0点

(GPA対象科目)

第3条 GPA対象科目は、学則別表第1及び第2に定めるもののうち成績評価で示すことができる授業科目とする。

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは当該学期における学習の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「学期 GPA」という。）及び当該学年における学習の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「学年 GPA」という。）及び在学中における全期間の学習の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「通算 GPA」という。）並びに各科目の学習の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「科目 GPA」という。）の4種類とする。

2 学期 GPA 及び通算 GPA 並びに科目 GPA の計算式は、次の各号の定めるところによる

ものとする。この場合において、算出された数値の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの表記とするものとする。ただし、平成30年度以前入学生については「秀」は除く。

(1) 学期 GPA・学年 GPA・通算 GPA の計算式

$$\frac{\text{当該期間の(4×「秀」の単位数+3×「優」の単位数+2×「良」の単位数+1×「可」の単位数)}}{\text{当該期間の総履修登録単位数}}$$

(2) 科目 GPA の計算式

$$\frac{\text{当該科目の(4×「秀」の人数+3×「優」の人数+2×「良」の人数+1×「可」の人数)}}{\text{当該科目の履修登録人数}}$$

3 各科目の成績評価は、科目 GPA が平成30年度以前入学生については概ね1.5～2.5、平成31年度以降入学生については概ね1.5～3.5であることとする。ただし、少人数の科目及び実習科目については適用しない。

4 学則第6条により認定された「本学に入学する前に短期大学・大学等において履修した既修得単位」並びに本学再入学者が平成30年度以前に取得した単位については、基準が異なるため算入しない。

第5条 GPA の計算は、学期ごとに指定された日（以下「GPA 計算日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 追試験等のため、GPA 計算日までに成績が確定していない科目については、確定後に改めて計算するものとする。

(GPA の通知及び記載)

第6条 学生及び保護者への GPA 通知は、学期 GPA 及び通算 GPA を記載した個人成績一覧により行う。

(履修登録の上限)

第7条 履修規程 I-1-(4) の規程にかかわらず、平成30年度以前入学生にあつては学期 GPA が2.8を超える者、平成31年度以降入学生にあつては GPA が3.7を超える者は次期履修科目として登録できる単位数の上限は28単位までとする。

2 平成30年度以前入学生にあつては GPA が1.2未満の者、平成31年度以降入学生にあつては学期 GPA が2.2を未満の者は次期履修科目として登録できる単位数の上限22単位までとする。

3 各学科は特定の科目について、履修者に求める成績水準を本制度（GPA）により設定することができる。

(退学勧告)

第8条 第2学年終了時の通算 GPA が0.4未満の者は学則第44条3(2)による懲戒の対象者として「退学勧告」を行う。

附則

この要綱は、平成30年度前期試験から実施する。

この要綱は平成30年12月に改正し、平成31年度前期試験から実施する。

この要綱は令和元年5月に改正し、令和元年度前期試験から実施する。